

避難施設利用に当たっての諸注意

避難者は、お客様ではありません。

避難してきた皆さんにも避難施設の運営に協力してもらいます。

避難施設を運営する人々も同じ被災者です。

運営は市長から委嘱された田無第二中学校避難所運営協議会委員が中心となって行います。避難者の皆様と一緒に知恵と力を出し合い、1日も早く以前の生活に戻ることを目指します。

災害時、被災地に救援物資が届くまでには、「おおよそ3日かかる」と言われています。非常持ち出し品は、一番目に「無ければ困る物」、次に「あれば便利な物」の順に必要な物を厳選してください。

飲料水は、一人1日3リットルが必要です。

避難施設への多くの持ち込みは、その分、避難者の居住スペースを狭くしてしまいます。一人につき10kgを目安としてリュック（又はバッグ）二つ以内に収めることにご協力をお願いします。

チェックリスト

- 飲料水
- 非常食
- 貴重品（現金・通帳・印鑑）
- 救急用品・常備薬・衛生用品
- 懐中電灯（予備電池・電球）
- 着替え・タオル
- 携帯ラジオ（予備電池・イヤホン）

高齢者や小さな子供がいる家庭

- 粉ミルク（ほ乳びん）
- 離乳食
- 流動食
- 紙おむつ

ペットのいる家庭

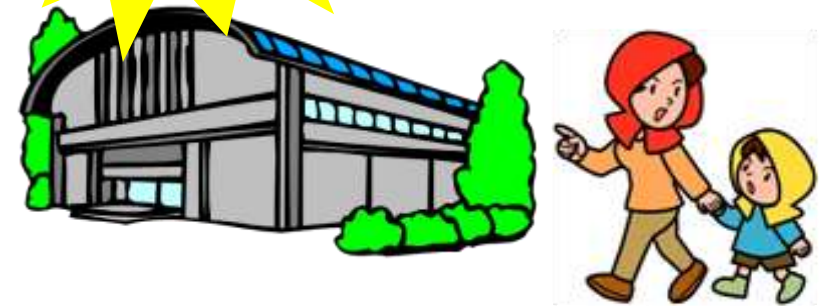
- ペットフード
- ふん尿始末用品

災害時、田無第二中学校に
避難される皆さんへ

避難施設のご案内

田無第二中学校避難所運営協議会
平成28年8月発行

自宅が無事な人は
自宅で生活を！



避難施設とは？

- ・災害により住宅での生活が困難になった場合に、一定の期間避難生活をする場所です。居住地の指定はありません。
- ・引き続き自宅で生活を行う人たちへの救援活動の拠点ともなります。
- ・帰宅できない人が避難施設を利用することもあります。
- ・田無第二中学校区にお住まいの方は、おおよそ12500世帯・26800人に対し、収容可能人数はおおよそ970人となっています。避難施設を必要としている人のために、**自宅が無事な人は、自宅での生活をお願いします。**

開設までの流れ

【西東京市で震度5強以上の地震が発生】

- 1 避難広場として校庭を開放します。準備は、学校教職員と学校避難施設班（教育委員会職員）が行います。夜間・土日祝日等の場合は、緊急初動要員（西東京市職員）が対応します。
↓
- 2 学校教職員、学校避難施設班又は緊急初動要員、避難施設支援者（避難所運営協議会委員・周辺自治会等）が協力して避難施設（体育館）の開設を行います。
*震度5弱以下の場合は、避難者の状況に応じて避難施設を開設します。
↓
- 3 避難施設開設後は、避難所運営協議会委員が避難者の中から協力者を募り、共同して「避難施設運営委員会」を発足させます。

注意

- 入口は正門（北側）のみです。
- 夜間・土日祝日等の場合は、緊急初動要員が到着するまで学校の敷地内には入れません。
（早く来られた場合は、正門付近で待機していただきます。）
- 開設を始めたら、「避難施設開設」の案内を正門に表示します。
（体育館の準備ができるまで校庭で待機していただきます。）
- 駐車駐輪スペースはありません。必ず徒歩で来てください。
- ペットを連れてきた場合、受付時に届け出た後、校庭の決められた場所に紐でつなげてもらいます。カゴ等に入っている場合は、別に指示をしますでお申出ください。

避難施設の利用ルール

- 1 この避難施設は、災害時における地域住民の生活の場となる避難施設です。
- 2 避難施設の円滑な運営を行うため、避難施設運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置しますので、その指示に必ず従ってください。
- 3 避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難施設は体育館とします。追加・変更の場合は、運営委員会の指示に従ってください。
(1)避難施設開設後のグラウンドは、物資運搬車の搬入場所となります。
(2)「立入禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 5 食料、物資は、原則として全員分が届くまで配給しません。
(1)特別な事情の場合は、運営委員会の判断により配給を開始します。
(2)食料、生活物資の配給方法は運営委員会に一任していただきます。
(3)配給は、避難施設以外の近隣の人にも配給をします。
- 6 消灯は、夜9時です。
(1)廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
(2)消灯後は、ゲーム・音楽等を禁止します。
(3)職員室、事務室など運営管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 放送は、原則として、夜7時で終了します。
- 8 電話の取り次ぎは、原則行いません。
- 9 トイレの清掃は、朝8時、午後1時、午後4時に、避難者が交替で行います。
(1)「汚したら自分で清掃」が基本です。
(2)当番表の作成にご協力ください。清掃時間は、放送で知らせます。
(3)使用可能な水洗トイレは、使用后バケツの水で流してください。
- 10 敷地内は禁酒・禁煙です。また、裸火の使用は厳禁とします。
- 11 犬、猫などの動物類を避難施設の居住スペースに入れることは禁止します。（盲導犬・介助犬・聴導犬等の補助犬は除きます。）
ペットを連れてきた避難者は、受付時に届け出なければなりません。
- 12 避難者は、当番などを通じて自主的に避難施設運営に参加してください。
- 13 障害者・高齢者・乳幼児等災害時要援護者で、通常の生活に特別な事情がある場合は運営委員会に申し出てください。
- 14 避難生活上困ったことがあった場合は、運営委員会に申し出てください。また、必要な窓口は適宜、設置を検討していきますので、希望があれば運営委員会に申し出てください。
- 15 携帯電話等の通信機器の充電については、条件付きで認めます。時間帯や場所については運営委員会の指示に従ってください。

災害用伝言ダイヤル171の使用方法

録音

171 ▶ 1 ▶ (XXX) XXX-XXXX ▶ 伝言を入れる
(30秒以内)

被災地の方は自宅の電話番号、被災地以外の方は被災地の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

再生

171 ▶ 2 ▶ (XXX) XXX-XXXX ▶ 伝言を聞く

被災地の方は自宅の電話番号、被災地以外の方は被災地の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

震度6以上の地震発生時、被災地に向けての通話がつながりにくい状況になった場合に安否確認に活用できます。事前契約は不要です。